

まめだ簡易グラウンドサッカー場に敷設する人工芝等の供給等事業 候補者評価要領

1 評価者

まめだ簡易グラウンドサッカー場に敷設する人工芝等の供給等事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員により選定する。

2 評価項目、評価基準及び配点

評価項目		評価の視点	配点
①	総論	本県が求める整備内容を正しく理解し、適切な製品の提案となっているか。	20点
②	基本的仕様	サッカー・ホッケーの公式試合が問題なく開催できる仕様であるか。どちらかに不具合が生じるような仕様になっていないか。	20点
③	個別の機能性	(ア) 夏季の温度上昇抑制やクッション性など、快適な競技環境に資する機能を有しているか。	40点
		(イ) サッカー・ホッケーに限らず多目的に利用できる性能を備えているか。	
		(ウ) 劣化しにくく耐久性があるか。	
		(エ) 河川敷への敷設を考慮した浸透性、排水性、環境保護対策(マイクロプラスチック)がなされているか	
④	経費	(ア) ライフサイクルコストも含め、本県にとって有用な提案か。(保証期間、想定ライフサイクル、更新時費用など)	20点
		(イ) 総合的な費用対効果はどうか。	

3 選考に関する事項

- ①プレゼンテーション後、審査委員会で審査を行い、最優秀提案者を選定する
- ②選考結果については、各応募者全員に書面により通知するものとする。
- ③委員会は非公開とし、選考結果や審査内容に係る質問や異議は一切認めない。

※審査委員会は、審査の過程において必要があると認める場合は、委員以外の専門的知見や見識を有する者等に意見の聴取や必要な協力を求めることがある。

4 優先交渉権者との協議

審査委員会で選定した最優秀提案者を優先交渉権者とし、基本協定締結に必要な協議を実施する。なお、基本協定書の内容は、別添の「まめた簡易グラウンドサッカー場に敷設する人工芝等の供給等事業に関する基本協定書（案）」を原則とし、やむを得ない理由により、加筆・修正が必要な場合が生じたときは、別途協議することとする。

5 最優秀提案者を選定できなかった場合の措置

審査の結果、基準を満たす提案が無かった場合、又は応募が無かった場合は、再公募とする。

6 優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合の措置

優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、優先交渉権者に次いで評価の高かった者を改めて優先交渉権者とし、基本協定締結に必要な協議を実施する。